

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻42号 90/6 (1部100円) 発行人 玉本 格

市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131

市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

「学校を返せ」「九人の先生をかえせ」 「松本教育改革」を撃て！

市芦救援会事務局

「高校開門率が他市と比べ一五％程高いため、相対的に学力が低い生徒まで公立高校を受検する」「大きくかつ不幸な波が終って、今教育の正常化へ向けた新しい波が始まるうとしている。組合の反発や一部の保護者の反対もあるが、大きな波の存在を認識し、教育問題に対処すべき」芦屋のPTA幹部会議の話である。

松本教育長着任後、「親衛隊」が組織されP役員の密室選出が一部ですすめられてきた。「役員だけの内部情報と一般に降ろす情報を区別する」とP幹部が密議する。このような政治的工作の「教育」への持ち込みこそが「松本教育改革」の本質だ。今日の社会の中で、子供がいやおうなくかえこむ矛盾・苦悩を、親と子と教師が共にひきとり、ゆるやかだがそれでいて生々とした子供の確かな自立の姿を確かめてきた。それを「点数」だけによる選別、「管理強化」で押しつぶしてきた。その結果を「教育効果」と誇る者のいきつく先は、「市芦卒業式、卒業生七九名、三年間の教育効果のあらわれた（返事・服装・髪型など）うれしい式でした」（親衛隊の「芦屋の教育をみつめる会」広報）となる。三年間で約半数の子を切り捨ててきた事実、「俺たちの学校を返せ」と訴えた生徒達を排除しつづけてきた事実、彼らは一片の痛みすら感じない。

松本教育長が在任中「教育破壊」しかもたらさなかった責任をとる道は、辞任しかない。

審理日程 7月20日(金)AM10:00～ 小林証人反対尋問

も／く／じ

「学校を返せ」「九人の先生をかえせ」「松本教育改革」を撃て！	市芦救援会事務局	1
緊急報告 市議会本会議でも松本教育行政が痛烈に批判される	市芦分会	2
第26回公開口頭審理報告 勤務時間・処分の法的根拠も証言できず、小林証人証言拒否	市芦救援会事務局	3
傍聴記 入場料払ってもおもしろい	芦屋 M生	7
市芦分会報告 中間試験期間中の半日自宅研修の実施を強く要求	市芦分会	8
各地でのたたかい「納教論の強制異動を撤回させる会」との交流会	市芦救援会事務局	9
何が「遺憾」で、何故「お詫び」するかに口をつぐむ当局に質問と怒りの声が集中	定通制高校つぶしを許さぬ会	11
伊丹市行政総がかりで差別事件のもみ消し工作をはかる	市芦救援会事務局編集	13

■緊急報告

市議会本会議でも

松本教育行政が痛烈に批判される

市 芦 分 会

三月市議会と文教常任委員会において、松本教育長は市立芦屋高校の教育などをめぐって、その教育行政の誤りを痛烈に批判された。その一部分である、岩崎社会党議員の代表質問から以下抜粋しておく。

「次に一人ひとりを大切にする教育行政の推進についてであります。松本教育長が就任されてから丸三年と七ヶ月になります。私は一年半前の九月市議会で市芦の教育に関して質問をしたことがあります。議事録を見てみますと教育長の答弁は次のようなものでした。

『本年度は、高等学校教育の根幹をなす、教科指導ならびに生徒指導の充実に全力を傾注しているところでございます。』また『私は決して今、現在、市芦の姿が管理教育だとは考えておりません。』さらに『私は信念をもって現在の芦屋の教育行政に携わっております』と答えていただきました。

また、一九八七年三月市議会ですから、松本教育長が就任してから八ヶ月目になる時期で、またその市議会の直前の二月に、複数担

任制廃止、教職員九名の削減、カリキュラム改編といういわゆる教育長のいう市芦改革の考え方が出された時期に、細谷議員の質問に対して『県立高等学校の生徒より手厚い体制であると考えております』また、『六二年度からはそのようにして余裕をもって教員数を出したものでございます』『生徒一人ひとりの進路に際して、それぞれが選択できるように、また生徒が早期に進路目標を立て意欲的に取り組めるようにしようとするものであります』と答えられております。

私は、常々松本教育長の「教育改革」「市芦改革」というものが気になっているものですから、また、行政をチェックする立場の仕事をしていきますから、就任してから三年七ヶ月になりますから市芦に関して教育長の就任前と後の状況を調べてみました。

そうすると驚くべき結果がでているわけがあります。

それは、一九八三年の第一九回生卒業生から今年、この春に卒業した第二六回生卒業生

までの八年間の進路状況であります。

就任前の五年間と後の三年間の対比をしたわけですが、まず、卒業生の数でいきますと、今年春に卒業した数は七九名であります。内、五名が留年生と転入生でありますから、実質七四名の卒業となります。

この七四名を知ってとにかくびっくりしました。ご承知のように、この春卒業した生徒は、教育長が就任してから初めての入学生であります。いわば松本「教育改革」一回生であります。入学時に一四一名の定員でありながら三三名の定員内切り捨てを強行し、一〇一名しか入学させなかったときの生徒であります。いわば、教育長にとってより選った一〇一名であったわけです。ところが卒業したのは実質七四名であります。

それでは就任前の五年間はどうかであったか。古い年からいいますと一三九、一一五、七五、一二〇、一二三名であります。七五名はひのえうまの年のため極端に少ないのはわかりますから、とにかく、一一五から一三九名を卒業させてきたわけがあります。

さらに、四年制への進学はどうであったか。今年はたった二名であります。就任前の五年間は、同じく古い年からいいますと二〇、一三、一一、一七、二七名を四年制大学へ進学させているわけがあります。少ないひのえうまの年でも一一名、「教育改革」が始まる前

の年は二七名が大学へ進学しているのであります。就職状況でも、前の五年間は、六五、五八、三五、五五、五五名で就任後、「教育改革」後は三八、三九、そして今年が三四名であります。

この約二〇名位の生徒は入学時に切られたか、入学してから退学となったか、いずれにしても高校卒業の資格をもたないまま、突き放されたわけがあります。

みなさん、本当に良く聞いて下さいよ。

市芦というのは、一四一名の生徒を預かり、三年間で学力を、生きる力をつけ立派に卒業させる、できれば大学がだめでも仕事だけは、就職だけは決めて送り出してあげるために毎年毎年予算をつけているわけですよ。にもかかわらず就任直後の入学試験で三三名、次の年に二五名を切り捨て、途中で退学させ、わずか七四名しか卒業させることができない、しかも、大学進学はたったの二名、教育長、いったいどうなっているんですか。入り口で

切り捨て、途中で放り出し、出口で突き落とす。一五の春に泣かせて、一六、一七で泣かせて、一八でも泣かす。一体全体こんな教育がありますか。これがあなたの知、徳、体の教育なんですか。

何が習う側になった教育ですか。点数のとれない子、部落の子、障害をもつ子は習う側にも入れてもらえないわけですか。

市長、教育長どう思いますか。議員のみなさんどう思いますか。これは責任問題ですよ。教育長ちゃんと答えなさい！

この岩崎議員の質問に対する松本教育長の答弁は、その「下品」さを示してあまりない。「大学進学率が低かったのは、例年よりも難しい大学を受け、合格最低点に一〇二点不足しているという状態であり、決して学力をつけられていないということではありません」どこかの塾の経営者の話ではない。市教育行政の長に立つ者の答弁であり、その「教育観」たるや、空いた口がふさがらない。

第二十六回公開口頭審理報告

勤務時間・処分の法的根拠も証言できず、小林証人証言拒否

市芦救援会事務局

勤務時間の法的根拠答えられず

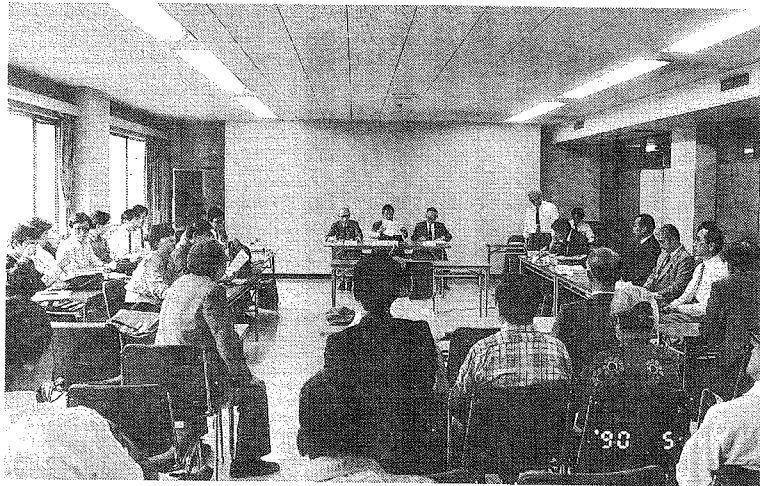
分銅弁護士（以下分銅と略）

証人は市芦の先生方の勤務時間は四二時間と証言されていますが、根拠として乙一号証の

分銅 もし規則がないとなれば、勤務の割りふりの時間とか、周知徹底させてたという問題もちがってくる。書面で出してもらいきちっとした上でしないと。

寺内代理人 分銅代理人がしゃべっている時にいろいろ発言がある。公平委の審理としてきちっとやってほしい。

傍 問題をすりかえるなよ！きちっとせなアカンのはあんたらの方やないか(笑)



分銅 乙一号、二号、八号を示して、市芦の先生方の勤務時間が四二時間か聞いたのですが、証人は四二時間と前提にしての本件処分ですね。

小林 ……いや…それは…ちょっとわからんですね。

傍 勤務時間がわからんでどうするねん(笑)

分銅 四二時間の間の、一定の時期に職場離脱してたということが前提でしょう。

小林 ……

傍 処分根拠やないか、なんで黙ってるねん。

分銅 証拠に出されている三つの条例・規則を示して聞いたんですが、これ以外に市芦教職員の勤務時間を定める規則はあるんですか。

小林 ……ありません。

分銅 処分の当時は四二時間であると理解しておられた。

小林 もちろん今でもそう理解していますが、今、その法的根拠について、条例・規則がありますので、今何をもってませんので正確にお答えできないので、よう言いませんといっているんです。

分銅 ではここにありますので、処分した当時、四二時間である根拠は何に基づいて考えられたんですか。乙一・二・八号証に基づいて

処分の法的根拠も示せず

て四二時間と理解してたと聞いていいですか。(以下、小林証人が、乙一号証を見せられてもらってなかったから証言を正確にできなかったと居直り、焦点をそらそうとぐずる)

審査長 乙一号証から見せていって下さい。

分銅 乙一号証を示します。

小林 ……今まで、私が答えられないのを、そんな答えられへんのかなと言われてますが、その前に、これを知ってるかと、その中に乙一号証は…

分銅 しかし、あなたは処分したんだから。傍 あんたらの出した証拠やないか！

(以下、審査長も冷静に一号証から聞きはじめるが、小林はきびしい追及であわてふためき、一層興奮したため、審査長もたまたらず一〇分休憩を宣告)ハ一四分休憩

分銅 乙一号証の第二条に、一週四〇〜四八時間の範囲で任命権者が勤務時間を定めるとなってますね。

小林 はい。

分銅 では教育委員会の場合には。

小林 教育委員会が定める。

分銅 乙八号証の市教委の事務局職員の勤務時間は。

小林 事務局職員は四二時間。

分銅 教職員の勤務時間は、条文のどこに基づいて四二時間になるのか、説明して下さい。

小林 えっと……正確なことを答えて……

条例(芦屋市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例)で、四〇時間を下らず四八時間を超えない範囲内と。

小林証人(以下小林と略) はい。

分銅 四二時間という規定については、乙二号証(乙一号証の条例の施行規則)二条に四二時間となっておりますね。

小林 はい。

分銅 この規則は、市職員の中の市長部局の職員に関するものですね。

小林 えっと……ちょっと断定はできません。

傍 聴人(以下傍と略) 管理部長が知らん筈ないやろ！

分銅 任命権者が異なれば、その異なる職員について別の規則をつくらないと、勤務条件を定めたことにならないでしょう。

小林 ……ちょっと…私は…申し上げられませんが…

分銅 これは市長が定めた、市長部局の人に対するもので、準用とかいう問題が市教委の服務規則で定められてるんでしょう。

小林 いえ、ちょっとはつきり覚えてないのと言えませんか。

傍 処分の根拠やないか！無責任なこと言うな！

分銅 乙八号証は芦屋市教育委員会事務局等職員の服務規則ですが、これは制定は。

小林 教育委員会です。

分銅 二〇条で、職員の服務についてはこの規則によるもののほか、芦屋市職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規則の規定を適用すると、なってますね。

小林 はい。

分銅 この場合、二〇条の職員については、先ほどの乙二号証の規定の適用があると、逆にいうと、乙二号証の施行規則が市長部局の職員にのみ関する規定ということで、だから八号証で適用となってるんでしょう。

小林 ……ちょっとよくわかりません。

傍 規則制定の常識やないか！

分銅 乙八号証の一九条に、いわゆる市芦の先生方もこの規則が準用されるという規定になってるんですね。

小林 はい。

分銅 しかし、この準用というのはこの規則だけで、先ほどの乙二号証の施行規則が準用されることはありませんね。

小林 ……

分銅 そもそも四二時間という勤務時間がどこに定めがあるのか、条例・規則を根拠としても一度証言して下さい。

小林 ……え…ちょっと覚えてませんので、正確なことを言えませんので、ちょっと言えません。

分銅 尋問途中ですが、これは非常に重要な

問題です。休憩をとってでもきちっと根拠を証言していただかないと。そもそも四二時間というのは定めがない。慣行となると、今までの主張、割りふりの問題から全部かわってくる。だからここで明快に、規則にあるなら言っていたきたい。

審査長 四二時間の問題、乙二号証の規則の市長部局に関する規定と、今の教育委員会の規則があって、これは二〇条で準用となっているので、準用なのか、適用なのかという問題でしょうか。

分銅 いえ、乙八号証の規則は、乙二号証の準用をしていないと。乙八号証の第一条には、市教委事務局職員というふうに職員を限定している。この中には教職員は入らないと。そうすると、四二時間ということがない。

審査長 おっしゃる意味はわかりました。事務職員に限定するということを前提の質問ですね。

分銅 はい。

審査長 調査すればわかりますか。

傍 調査いまごろするてどういうことや処分しとるやないか！

小林 わかると思いますが、私が今…

傍 処分してから調査するとはどういう事や

小林 ……ここではお答えできません。

審査長 二〇三分協議したらできますか。

寺内代理人 いや、あの…

分銅 あくまで割りふりの教育長の決裁は四月一日以前になされてたと証言されるんですね。

小林 いや、決裁といっても、文章については覚えてない。

分銅 四月一日からの実施と主張されるが、この議事録からは違うといってるんです。

分銅 次に六一年九月一日からの割り振りについて、本当に九月一日から実施しましたか小林 はい。

分銅 前回にも聞きましたが、水泳時間というの、何日から何日までですか。

小林 一日から一〇日までです。

分銅 そうすると、この割り振りの表は、水泳時間ですか。

小林 水泳時間については事後に報告を聞いたと。

分銅 あなたは九月一日からこの表が実施されたとおっしゃったが、実施されたのは水泳時間でしょう。この表じゃないでしょう。

小林 私の方は一日から実施されたという理解をしておりましたから。事後で水泳時間のことは報告をうけたということです。

寺内 代理人 例外的なことで聞かれると、証言自体が誤解をされる。誤解のないような尋問をしていただきたい。

分銅 九月一日からは休憩時間を真ん中にもってきてるので、割り振りの問題になるんで

す。それ以前は休憩時間が後で授業時間の変更だけでよかったので聞いてるんです。

寺内 そうなら、そういう風に聞いて下さい。

分銅 公平委員会はわかってる。先生がわからなくてね。

寺内 それはひっかけ尋問でしょう。

(爆笑)

傍 低俗やな(笑)

分銅 土曜日の終業時間が一二時になったのは、三限目までになったからですか。

小林 一一時四〇分に授業が終ったかと。

分銅 授業と勤務時間は必ずしも関係ないので、なぜ一二時で終業時間とされたのか。

小林 ちょっとわからんですが、終了後の後始末とかいろいろ考えて決めたと。

分銅 三限目で一一時四〇分に終了であれば理解できるが、一二時となると周知徹底させないとわかりませんね。

傍聴記

入場料払ってもおもしろい

芦屋M生

五月一七日の市芦公平委員会審理はムチャクチャおもしろかった。

大阪名物パチパチパンチも結構おもしろいけど、この日の処分者側コバヤシ元カンリブチヨウなる人物の役柄のおもしろさは、もうほんまにアホらし、おもしろい。思わず観客席、いや失礼、傍聴席から「入場料払ってもええぐらいやぞ！」と声が飛び出すほどの盛りあがり演じてくれた。

小林 三時半に授業が終っても勤務時間が三時四九分ですから、同じ意味で理解できると(その後、勤務時間の周知徹底と効力の間で市教委見解を質問するが、証言拒否。かんじんな点を一貫して証言を拒否する小林証人対して、当然批難の言葉があると、尋問途中で「そんなこといわれて証言できません」と居直ったため紛糾。)

傍 証人に証言させるべきや。

審査長 証言する、せんの問題じゃない。

傍 証言するかせんかの問題や！

(そこへ寺内氏がまたまた登場、「もう非公開にせんとダメですよ」と発言したため場内から一斉に批難の声。証人の証言拒否こそ問題だとする声に、審査長も収拾できず予定時間を一〇分余残して打ち切り宣言で幕、責任はあげて処分者側の証言拒否にある)

審査長 やっぱ準備期間がいりますか。

小林 はい。ちょっと自信ありませんし、保留させていただきたい。

傍 条文みてもわからへんのか！

分銅 では、処分された当時、四二時間と考えていた根拠は。

小林 勤務時間条例と勤務時間規則と服務規則と。

分銅 その三つの条例規則で、この条文から四二時間だと考えたとかいう意見は。

小林 四二時間は、市職員の勤務時間であり、教職員が四三とか四四時間とは思っておりませんでした。

分銅 四二時間の法的根拠は。

小林 正確なことは答えられませんので。

勤務時間割り振りの手続きも不明

分銅 勤務時間の割りふりは教育長が決定。小林 はい。

分銅 それは決裁文書が出ているんですか。

小林 よく覚えておりません。

分銅 勤務時間の割りふりというものは、決裁を文章化して出さなくてもいいもんなんですか。

小林 いや、そのへんよく覚えてませんので。分銅 文章はつくるが現在文書が残ってるかわからないのか、文書そのものを作ってるか。

いらないかわからないのか、どちらか。

小林 つくっているかどうかかわからない。

分銅 教育委員会の他の職員の人たちについては、割りふりは文章化されてるんでしょう。

小林 ……

分銅 乙二号証では市職員について勤務時間の割りふりを規則で定めてますね。

小林 はい。

分銅 乙八号証で、乙二号の割りふりが適用されてますね。

小林 はい。

分銅 では教職員の場合も、本来文章できちつと割りふりを定めるのが当然ですね。文章で。

小林 ないといってるんではなくて、今、そのへんはよく覚えてないといってるわけです。

分銅 しかし、この割りふりについては、校長と協議し、教育長に決定してもらったと証言してるでしょう。

小林 はい。

分銅 では、文書で決裁とったか、起案はだれがしたんか、おわかりでしょう。

小林 覚えておりません。

「勤務時間の周知徹底」はウソ

分銅 昭和六一年四月から同年八月三十一までの勤務時間について、割りふりを決めたの

は四月一日以前ですね。

小林 三月末であつたかと。

分銅 このように実施したということには、どのように確認されたのか。

小林 え…… 文書だったと思いますが、よくわかりません。

分銅 この割りふりは、土曜日を三限目までに授業が短くなったので、割りふりを変更したという証言でした。

小林 はい。

分銅 そう三限目までにする決めたのは。

小林 四月の新年度から授業の変更をするという事で、その前に勤務時間の変更をしたという風に理解してます。

分銅 甲八八号証を示します。職員会議の記録を抜き出したものです。これをみる限り、土曜日を三限目までにする議論されたのは四月一日なんですよ。そうすると証言が矛盾してくる。

小林 この前の私の証言では、職員会議で周知徹底を図ったと校長から聞いていたと言ったので、四月一日の職員会議でどうだったか言っていない。

分銅 いや、あなたが四月一日から割りふりを変更されたと言言されてるので、それは事実と反するでしょうといってる。

小林 いや、私のほうは三月に校長との協議の上で決めてるので。

この人、審理廷をハナからなめきって、そのなめきりようは、オウなかなかないけーっ。観ているこちらがほんまにそうか、役でやってんのか、どっちやねんと言いたくなる程の熱の入れようである。

コバヤシ元カンリブチョウは深沢、河村さんを無断職場離脱なる無茶苦茶な理由で停職処分にした張本人である。この張本人の男が教師の勤務時間の法的根拠はどこにあるのか、われらが弁護士ブンドーさんに手際よく料理されていくのは痛快である。

さすがのコバヤシ元カンリブチョウも、ブンドーさんの方が役者が上である。「勤務時

市芦分会報告 ― 分会字報より

中間試験期間中の 半日自宅研修の実施を強く要求

実現する方向で考えているが：

交渉時間が限られていたため、念願の「試験期間中午後半日研修の実施」の一点に絞って交渉が行われた。

「先生は疲れている」「研修は結果として子どもに返っていくことから、実現する方向

間の規定はどこにあるんですか」という、ただそれだけのことに、「なんでじゃ」「どうしてじゃ」「なにがじゃ」と問答平ばりに食いつかるブンドーさんのギャグ攻撃、いやいや尋問に答えると「わからない」「正確に言えない」と段々とうろたえ取り乱し、「傍聴席がやかましい」と顔を引きつらせて、挙句はダンマリの珍芸を見せる始末。

このやりとりをうまく伝えられないのが、もうほんまにじれったいぐらい、おもしろい。

コバヤシ元カンリブチョウのお粗末のため、審査長が十分間の休けいを取り、代理人と相談して調べるように配慮してやったのに、

結局、再開後「後日書面で答えます」と、とうとうこの日は、貧弱なオチで核心に触れぬまま終った。

バロー！ コバヤシめ。ようけ処分しておき、処分理由を答えられないというのはナニ事や！ ええ加減にせい。と傍聴席から大きな声が飛び出している。この紙面でも声を大にして叫びたい。

そやけど、つぎの六月二二日（金）の公演も入場料払ってでも期待しているからね。

に変えることはできない」とか、「妥当な線と考えていきたい」とか言いながら、校長はこの中間審査中の実施を見送る気でした。

この問題は継続交渉議題であり、先日市教委交渉において、前校長からの引継と校長の判断次第であることが確認されている。

「期末審査の自宅研修の実現に向けて努力すること」を校長は表明しているが、組合は、中間試験期間中の試行を強く要求し、その実現に向けての市教委との協議を求めた。

全員平等に自宅研修を実現せよ

「三年生だけ中間審査中の自宅研修を認める」という案が校長から出された。公務運営委員

会でも論議されたと言う。「土曜日午後三年生は進路テストを三時間実施するから」というのが理由だった。

これは、超過勤務に対する回復措置の問題であり、事後の平日に行うべきである。またしてや他の教員に自宅研修を認めていない試験期間中に、三年生担当の教員だけに自宅研修を認めるという形で行うべきではない。まず、全員に、平等に試験期間中の半日研修を実施すべきである。こういうのを分断というのではないか。

試験期間中の自宅研修は校長の決断次第

自宅研修は、教員にとって次のより良い実践活動に備えるためのエネルギーの充電期間

各地でのたたかい

大阪での強配撤回闘争

「納教論の強制異動を 撤回させる会」との交流会

教員の強制配転反対闘争との交流をすすめるという話の中で、救援会々員で大阪府の高校教員の方からの紹介で、納さんと撤回させる会の方々との交流会を五月二八日にもつこ

とができました。

市芦救援会事務局

納さんの強制配転の
経過と背景の概要

これまで、教員の気持ちを理解しない教員管理を強行した結果、井上・泥元校長がいずれも学校長としての信頼を教員から得られず学校運営に失敗し、一年で市立芦屋高校を去らざるをえなかった。教員の自主性と創造性を信頼した学校運営の立場に波平校長が立ちされるかどうかが今問われている。

組合は、この中間審査中の実施を強く求めます。

※交渉翌日、中間審査の初日の朝会で、校長から「試験期間中、午後三時半以降の研修を認めます」との話が出された。これを一定の前進と受けとめ、今後とも活気のある働きやすい職場づくりをめざし、校長・市教委との話し合いが続けていきます。

一九六九年に池田高校に赴任、当時は「高校闘争」の時期で、受検教育に対する批判がおこる中で、学校の受験体制そのものの異議を訴えはじめる。後で処分されることになる大今さんが一九七九年、山田さんが一九八一年に各々赴任。生徒の側に立つとする教師がふえてくる。

一九八二年、二月の卒業式で卒業生が「日の丸」をおろすという事態の中で、職員会議で生徒処分が論議され、納さんが反対するが、三月卒業延期となる。管理職は、この生

徒が属していた「差別問題研究会」を裏で動かしているのは、山田、大今、納さんらであると考えていた。

一九八二年十月、山田、大今さんへの処分。納さんらは少数でも池田高校の中で処分撤回闘争をすすめるが、一九八四年三月、納さんに対し桜塚高校への強制配転処分が出る。

「日の丸」問題を一つの契機にしつつ、山田、大今処分と連動して、校長、PTAが一体となって納さんの排除がなされていった。

大阪府立高校における 強制人事異動の状況

大阪府立高校での強制異動が行なわれたのは、一九八〇年度末からである。実に一三年ぶりの強制異動である。その年以降、「促進人事」と称して毎年強制異動が強行されている。(別紙一覽表参照)

大阪では、強制異動として次の三つに区分されている。

- A項―異動希望提出者のうち、校長間異動で希望が実現されていない者。
 - B項―異動希望の出していない者で、五四才以下、同一校勤務一〇年以上の者(当初は二〇年以上で八二年度から一五年以上、八三年度からは一〇年以上となっている)
 - C項―その他、特別の事情のある者
- 大阪府教委は六五年度・六六年度にかけて

組合活動家をねらいうちにした強制異動攻撃をかけ、その後は校長相互による人事異動を一三年にわたって続けてきた。

ところが、八〇年度末から府教委による強制異動が強行され、翌年からは「促進人事」と称して、一定の基準を示して強制異動を続けてきている。

その理由は、「年令・性別などの教職員構

強制異動の推移表

	80年度末	81年	82年	83年	84年	85年	86年	87年
異動総数		493	667	788	743	715	732	750
校長間異動		376	536	648	609	465	485	489
幹旋人事		—	41	53	88	136	158	216
強制異動	29	117	90	87	46	114	89	45
(A項)	—	82	63	50	43	89	77	37
(B項)	—	29	27	37	3	24	12	8
(C項)	—	6	0	0	0	1	0	0

このうち強制異動が撤回されたのは、
80年度末～5件、81年度末～2件、83年度末～1件、86年度末～1件

〈別表解説〉

- ・八一年度末―「促進人事計画」の下、大量の強制異動。
 - ・八二年度末―府教委による「幹旋人事」(校長間異動で希望が実現しなかった場合に府教委が「幹旋」し異動する)
 - ・八三年度末―納さんの強配。B項がピーク。
 - ・八四年度末―西成分会三名がB項人事。裁判で和解成立(異動を一旦撤回し、改めて異動を行う。)
 - ・八五年度末―強制異動ピーク。
 - ・八六年度末―「玉つき人事」が増加。
 - ・八七年度末―「幹旋人事」が急増。府教委主導人事。
 - ・八八年度末―再び強制異動が増加。
- 全体的にみて、八五年度から校長間異動が減少する傾向にあり、他方で「幹旋人事」が急増していく。つまり、希望異動者の異動率が年々低下しているのであり、府教委による強制人事が巾をきかけているのである。

裁判で障害者差別が争点

提訴以来、争点のしぼり方にむつかしさがあつたが、障害者問題にいきついたら納さんは言われる。

納さんは一九八八年に変形性股関節症で手術、強制による通勤上の肉体的負担増の問題を中心にすえ、申立人証人として全盲の教員が証言するなど、障害者への不当な取扱いに對しての闘いをとりくみ、審理廷内外の支援の輪を拡げておられます。

何が「遺憾」で、何故「お詫び」するかに 口をつぐむ当局に質問と怒りの声が集中

定・通制高校つづしを許さぬ会

「荒れる低児生」問題で、今年一月に小澤校長に抗議の申し入れを行なってから半年が経とうとする六月九日、第五回目の対市教委交渉を持った。

週末の雨の中を、卒業生・在校生・教師等が、遠くは尼崎や宝塚から駆けつけた。去年、尼崎南良元分校へ入学した大谷君の顔もあつた。

神戸市教育委員会からは、坂本指導一課課

処分撤回とともに勝ちとうろ

市芦救援会からは、この間とりくんできた市芦教育と、「松本教育改革」による教育破壊の実態を話し、強配が組合つづしと解放教育つづしであることを話しました。

兵庫・大阪を問わず、今後、反弾圧闘争はきびしい状況をむかえるかもしれません。あくまで地域の生徒・市民・労働者と連帯して、共にがんばりましょうと、今後のかわらぬ活動の前進を誓って交流会を終えました。

長・藤井主幹・大月主席指導主事等六名と小澤校長が出席した。しかし、直接の当事者である道上教諭の姿はない。

冒頭、坂本課長が「荒れる低児生」報告により定時制生徒・卒業生の誇りを傷付けたことは誠に遺憾であったと陳謝した。

続いて小澤校長が、定時制生徒・卒業生に心からお詫びし、大きな責任を感じていること。レポートの回収等を三月二日の校長会で

成の平準化」、「新設校・途上校への経験教員の配置」などがあげられていた。しかし、八三年度から「同一校長期勤務者の解消」がさげられ、人事権が校長の手から府教委へと全面的に移り、府下全域にわたっての徹底した教職員管理という狙いが明白となってきた。

依頼したこと。道上教諭の動向については、同教諭が四月下旬の定通高校校長会の席で謝罪文を配布したこと、今年度になり生徒指導部長を辞退し、まるで人が変わったようであり、この席でお詫びの気持ち伝えて欲しいと言っていたことを伝えた。

いずれも、「遺憾であった」「お詫びする」との言葉ばかりであり、当然「許さぬ会」から質問・怒りの声が相次いだ。

『この場に道上教諭の出席がないのは何故か』坂本―道上教諭は学校には出ているが、この場に出席できる身体的状態ではない。

小澤校長―道上教諭は人が変わったように反省している。

『長田工業高校の生徒にどんな説明をしたのか』小澤校長―三月二〇日の終業式で、校内放送を通じてお詫びし、道上教諭もお詫びした。『校長は道上教諭にどのような指導をしたのか』小澤校長―機会があれば、何度となく話し合いをし、反省してもらい指導をしてきた。

『どんな話をしたのか』小澤校長―(坂本課長に助言を求めていた)以上でも明らかなように、彼等は何度となくお詫びを繰り返すのではあるが、何故遺憾なのかという問題の本質について意図的にか、口をつぐんで答えぬのである。



一〇数年前のことになるが、卒業試験の最中に監督の教師を殴り退学になった仲間がいた。彼はその時、遅刻して席に着き名前を書くに机にうつ伏せになりじっとしたままだった。教師はテストに取り組むように何度となく注意し、我慢できなくなった彼は「うるさいわい」と言って殴り、教室を出て行った。即座に職員会議が開かれ退学が決まり、担任の教師は当日すぐに家庭訪問し、父親と本人に自主退学を迫った。彼は「荒れる低児生」レポートにあるタバコ・單車・教師反抗等、クラスでも一目置かれたゴンタだった。

卒業前、彼からその時の「一件」について聞いた。

両親が早く離婚し、浜の仕事をしていた父に弟と二人が育てられたこと。父親が一度浜の仕事に出ると数ヶ月は帰ってこれないため、その間、弟と彼は水上児童寮という施設で生活していたこと。その時、弟が父親に怒られ家出し一週間過ぎてまだ帰ってきてなかったこと。当日も行方を捜していたが見つからず、卒業試験のため登校したものの名前を書くだけで精一杯だったこと。

その日から彼と二人、クラスの仲間を尋ね、彼の家の事情を話し退学処分撤回に取り組んでくれるよう訴えた。そこで仲間たちの姿がまた見えてくる。



母親が精神病院へ長期入院したため、養護施設で育てられ、一五才になって施設から放り出され住み込み就職するしかなかったA。

肩身の狭い思いをしなければならぬ社宅生活の中で、唯一、教室で友達と話しをしたり、單車に乗ることが気分を晴らしてくれたこと。教室では世帯持ちであることをおくびにも出さず、卒業すれば建築の試験が受験できる、そうすれば少しは嫁さんも楽にしてやれると話したB。

「殴ったことは悪いが、俺等もしんどい生活の中を学校にきてる。あいつと一緒にいっ荒れるかも分かれへん。他人事とちゃう」とクラス一丸となって処分の再考を学校に迫った。しかし、彼は卒業を目前にして学校を去らねばならなかった。

夏期一時金カンパのお願い

市芦救援会事務局

平素は、市芦反弾圧闘争に温かいご支援をいただき、誠にありがとうございます。審理も二六回を終え、小林証人に対し徹底した追及を行ない、処分の不当性を明らかにさせています。続いて強制配転に関する反対尋問となり、更に市芦教育全体に関する申立人側証人をたてていくことになります。

長期の審理を支えるべく、ここに夏季一時金カンパを訴えるものです。なお、あわせて会費の納入につきましてもよろしくお願いいたします。

郵便振替口座番号 神戸7121488

伊丹市行政総がかりで差別事件のもみ消し工作をはかる

通信No38で紹介しましたが、その後の「伊丹市での朝鮮人差別を考える会」の取り組みについて紹介しておきます。

真相糾明のために行動をおこす中で、様々な脅しがかけられてきている。ついには、生活文化部の勝川課長が李さんに電話で、考える会の背後には三田の同盟がいて金で解決するグループや、と部落解放運動に対する憎悪と偏見に満ちた差別発言をした。行政のこのようなうす汚ない手口が、今回の差別事件の本性を顕わしている。

さらに、行政は「考える会」が差別事件を捏造したかのように言いふらしている。李さんへの差別事件ばかりか、藤川課長差別発言事件まで伊丹市行政総がかりでもみ消そうとしている。

以上、六月一日に行なわれた第三回伊丹市行政交渉の概要を報告します。

私たちの調べた事実経過では次のとおりである。昨年一月開設めざして準備がすすめられていた、ケアハイツの食堂部門では民生部が李さんたちの「サンシャイン」が委託を受けることを前提に準備をすすめてきた。にもかかわらず、今回の交渉でも小西部部長は、最初は「七月に市長に言われてから生活文化部でケアハイツの食堂委託を消費者団体に任せるために研究を重ねてきた」ということを言い、それで乗り切ろうとした。

しかし、ケアハイツの開設予定が当初は一月だったことなども全く知っておらず、ケアハイツの場合は食堂といっても老人給食ということでも普通の食堂のようにはいかなないから重大な責任があると思っただけで、言いながら消費者団体とは一月まで全く話し合っていないことを認め、また、担当の民生部が一生懸命に準備しているのを知っているが連絡も取りあっていない。

市芦救援会事務局編集

なかったと言いつつなど、ツギハギだらけの返答によって生活文化部がケアハイツ開設についてほとんど何もタッチしていないことがバレてしまった。

私たちの追及に対して小西部部長はおおよそ次のような事実経過を認めた。「七月に市長から聞いたのはケアハイツのことではなく、全般的な消費者団体の運動と実践のあり方の中で、研究課題として受けとめた。生活文化部としてはケアハイツのことは何も考えていなかったから消費者団体には具体的な話をしなかった。年の暮れに突然ケアハイツを消費者団体にという話が出てきて、一月九日の政策会議のあと消費者団体とはじめて話をした。ケアハイツの準備は民生部が責任をもってすすめており、生活文化部としては何もタッチしてこなかったのが、突然に『委託は消費者団体に』ということになってあわてた。」

一〇年経っても何も変わっていない。小澤校長は、私達の抗議に対して職員会議等で問題を取り上げ、今後このようなことのないよう職員間の決意を固めたと言う。しかし、今年の一時入学試験で、神戸市内定時制高校の中で一番多い八名もの定員内不合格者を出している、この一事をもって「決意」のデタラメさが分かるだろう。

小澤校長によると「道上教諭は生まれ変わった」そうだが、それなら我々の前に出てきて率直な話し合いができるというものだろう。時間制限のため十分な話ができず、再度この場を持つようにとの我々の要求に対して坂本課長は「検討します」とこたえてこの日は終わった。

もうひとふんばり頑張らねばならない。

市芦救援会事務局

小西部部長は次にこの突然の変更については「委託をサンシャインにするか消費者団体にするかというのは市長が政策の選択ということとで決定したのだから問題はない」と言い出してきた。民生局が一月開設をめざして必死に準備をしてきたことを知っており、さらに消費者団体は何も知らされていない状況すべて知った上での市長による政策決定というのであれば、それは「李さんのいるサンシャインではダメだ」という、まさしく市長による政治決定であったのだ。行政（民生部）の要請で店をたたみ、すべてを打ちこんで準備してきた李さんの姿を一切無視して市長が判断したとしたなら、この行政責任はやはり市長にとらせなければならぬ。

「私たちはこのことについては直接市長に聞かから」と小西部部長への追及をストップした。小西部部長は責任を市長に押しつけたことが「行政マン」となってどんなことを意味するのか知っているであろうに、その場の追及が終った安心感だろう、急におだやかな様子になり、今度はゆとりさえみせた受け答えをするのだった。（正直

とか大胆とか。

藤川差別発言をもみ消
そうとする行政の破廉恥

次に、藤川課長による『三田の解放同盟は金が目的』との差別発言の問題に移った。伊丹と三田の部落解放同盟が確認会を続けているが、その席で藤川は「金のこと」は一切言っていない。李さんの方から言い出したのだ」と喋り、前回の交渉の場で私たちの前で藤川から直接確かめたと話した協本前総務部長までも「発言内容は『考える会』から聞いた」と嘘の答弁をしているのでそれを追及した。

「協本前総務部長が今回出席していないのはなぜか。協本さんを連れて来なさい」という私たちの要求に対して、小西部長はその真意をはかりかねてか返答をしなかった。そこで、確認会での発言や前回の『考える会』とのやりとりを文章化したものを読みくらべてそのちがいを説明してやると小西部長の表情が一変して緊張した。

「差別落書を発見した部落の人が、逆に、おまえが書いたんだらうとデマを流され続け、耐えられ

ずに死んだのも知っているだろう。」「伊丹市行政は差別発言までも『考える会』のせいにしてしまうとするならそれでいい。私たちは事実を全部明らかにしていく」と問い詰めると小西部長はこわばった。

さらに私たちは三月十九日の前回の交渉から今回の交渉まで二ヶ月以上も空白にしたことについて追及した。人事異動や確認会の忙しさで時間がとれなかったのではない。藤川や協本氏から事情聴取し、伊丹市行政として「差別発言はなかった」「『考える会』がデッチあげたつくり話だ」と意志統一するために私たちに会いたくなかったのだ。協本前部長の嘘がはつきりして逃れられないと判断したのであろう、小西部長は今回の交渉の場に協本氏を連れてくることを約束した。

今回の交渉に同席していた佐野同和部長などは「藤川さんの電話内容をテープにとっているならテープを貸してもらえませんか」と私たちに挑発してくる始末であった。「行政の人間がやったことについては行政でちゃんと調べんかい。何のための同和部長か」との

激怒の声がとんだが、こうした破廉恥さが伊丹市行政の姿である。「死んで抗議を」というところまで李さんを追い詰めてもなんの痛みも感じることはないのも当然だと言えるだろう。

しかし、行政総がかりで事実を覆い隠し、差別発言まで「考える会」のせいにして開き直ってきた

活動日誌（抜粋）

1990.5.18～6.16

訂正とおわび

せる会」と交流。
伊丹市行政を私たちは絶対に許すわけにはいかない。

前号通信八ページ、師岡佑行氏のお名前を誤って印刷しました。ここに訂正し謹んでおわび申し上げます。

5・19 芦屋教育井戸端会議（日の丸問題）

31 芦屋地労協反行革交流会に参加。

22 分会校長交渉（試験期間中の研修について）。教育臨調粉碎、狭山再審要求芦屋市民集会（芦屋教育共闘会議）に参加。右翼が集会。デモ周辺で市芦教組への誹謗中傷を街宣。市芦校長、試験期間中の三時半以降の研修を認める。

6・1 通信No.41発送。「伊丹市での朝鮮人差別を考える会」の対市交渉に参加。
3 アウシュビッツ展芦屋市民の会交流会に参加。
5 事務局会議
7 共同購入実施。
11 事務局法対会議。関西争議交流会定例会に参加。

24 事務局会議
26 麦の家学習会に参加。アウシュビッツ展芦屋市民の会反省会に参加。
27 学校に「日の丸・君が代」もつてのほか講演集会（天皇いらん！西成区民の会）参加。国労清算事業団支援物販実施「納教論の強制異動を撤回さ

13 分会対市教委交渉。
14 法対会議。
15 アウシュビッツ展芦屋市民の会に参加。90全交阪神実行委集会に参加。
16 芦屋教育井戸端会議。（「今芦屋の教育現場は」）
第三回兵高教定期大会。